



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

京都府乙訓郡上植野村総代日誌(一)

著者	安國 陽子, 玉城 玲子
雑誌名	社会科学
巻	51
号	4
ページ	93-118
発行年	2022-02-28
権利	同志社大学人文科学研究所
URL	http://doi.org/10.14988/00028794

京都府乙訓郡上植野村総代日誌（一）

安 國 陽 子
玉 城 玲 子

解 題

ここに翻刻する史料は、京都府向日市内の旧大字の一つである上植野地区かみえので作成され伝来した上植野区有文書のなかの「日誌」五〇冊の記事のうち、一八八六年（明治一九）一月一日から一八八九年（明治二二）十二月末までの部分である。

なお、翻刻文は複数回に分割して掲載される。

上植野地区の概要と区有文書の構成

上植野地区は、京都盆地の西部、桂川と西山山地の間に広がる旧乙訓郡域の中央部や東寄りに位置する。乙訓地域の北西から南東方向にのびる向日丘陵南端の段丘上に古くからの集落を営み、その東と南の沖積低地にかつては合わせて一〇〇町歩

ほどの水田があった。村域の西端を南北に西国街道が通り、街道沿いにも集落があった。江戸時代の石高一二七二石余、明治初頭の戸数約一三〇戸で、乙訓郡のなかでは比較的大きな村であった。

江戸時代の上植野村は、禁裏・公家・寺社など一四一五の領主に細分され、領地が入り組む相給の村であった。領主ごとに庄屋・年寄がいて貢納業務にあたったが、村全体を統括し運営を担うのは惣代庄屋・惣代年寄である。各二名ずつ選ばれ、年番で務めた。村内には地縁的な町の組織があり、近世では七つに分かれていた（近代ではイ〜への六組となる）。村内の取り決めや村財政、水利、入会山、冠婚葬祭など、生活や生産に関する共同のことは惣代庄屋・惣代年寄のもとで、地縁の町組が機能していた。集落中心部にある惣堂（会所）がその拠り所であった。

明治時代を迎えると京都府管下の上植野村となり、行政区画の変遷に伴い乙訓郡第一区、第二区、第二組と変わっていき、一八八一年（明治一四）一〇月から村ごとに単独の戸長役場が置かれる。上植野村は惣堂跡地に役場の建設を計画し、翌年夏に完成した。「上植野村戸長役場」として行政機関の機能を果たすとともに、従来の公共的な村の運営も行い、様々な文書が作成されていた。

しかし、戸長役場落成の二年後には戸長役場所轄区域が改正になり、一八八四年（明治一七）七月に「向日町外五ヶ村連合戸長役場」が向日町に設置され、上植野村はその所轄となった。上植野村の代表者の呼称は戸長から総代に変わり、役場は事務所となった。村が担ってきた行政事務がなくなり、公共的な村の運営が主な業務となっていった。

この連合戸長役場所轄の六町村は、一八八九年（明治二二）四月の町村制施行により、合併して「向日町」となる。上植野は「区」として、事務所に出勤する区長を中心に、これまでと同じように運営されていく。

江戸時代の会所から明治時代の戸長役場、町村制下の区事務所へと続く、地域の運営を担った人々が集った場所において作成され、保管されてきたのが上植野区有文書である。その内容からおおまかに三つの文書群に分けることができる。江戸時代

の惣代庄屋・惣代年寄を中心に作成された文書、明治時代に行政の委任事務も担った戸長役場時代の文書、町村制以降の区の運営に関する文書である。年代は江戸時代初期から昭和戦後期まで約三五〇年におよび、総数約七〇〇点を数える。

一九八〇年（昭和五五）まで区事務所敷地内の土蔵に保管されていたが、事務所建て替えに伴い向日市が預り、一九八四年に開館した向日市文化資料館において保管することになった。一九九三年（平成五）から本格的な調査を行い、全点の目録化をはかり、一九九五年三月に『京都府向日市上植野区有文書調査報告書』を刊行した。また同年一〇月から一〇月にかけて特別展「むらの記録―上植野区有文書からみた近代―」を開催してその内容を紹介した。上植野区有文書の詳細については同報告書および展示図録を参照されたい。

「日誌」翻刻の経緯

上植野区有文書は、近世から近代を通して村がどのように運営され、どう変遷していったかを知ることができる系統性を有した質・量ともに豊富な文書群である。なかでも特筆すべきは、一八八二年（明治一五）から一九六一年（昭和三六）の八〇年におよぶ「日誌」の存在である。大正後期や昭和戦時下など一部欠けるが、五〇冊が現存する。明治一五・一六年で一

冊、明治一七・一八年で一冊に記されるが、明治一九年からは年度ごとに一冊となる。ほぼ毎日記録され、町村制施行前後からの近代の村（区）のしくみや変化、生活のようす、地域の出来事など様々なことが知られる。

この日誌を読み解こうと有志が集まり、乙訓地域史研究会が一九九六年五月に発足した。研究会は現在も続けられ、参加者はのべ三五名を数える。

その成果の一部は、研究会発足当時に会長・副会長を務められた高久嶺之介・西村卓両氏により、「京都府乙訓郡上植野村役場日誌」として『社会科学』誌上に発表された。第六二号（一九九九年二月）、第六五号（二〇〇〇年九月）、第六七号（二〇〇一年八月）、第七五号（二〇〇五年九月）の四回にわたり、明治一九年一〇月一五日の記事までが掲載された。

高久氏は第六二号に掲載の解題のなかで、「当面一八八二年（明治一五）の最初の戸長役場日誌から町村制施行直後の一八八九年（明治二二）までの六冊を公表することにした。この六冊はわずか八年間の日誌であるが、この時期の村は郡区町村編制法施行時代、連合戸長役場時代、町村制施行という三つの制度的変遷を経験し、その変化の実態も克明に跡付けることができるからである」と述べ、「六冊の「日誌」の翻刻にあたり、上植野村が村の名称をなくした時代もあり、必ずしも適切な呼

称とはいえないが「上植野村役場日誌」とした」とされた。

以上の経過をふまえ、本稿は先に掲載された記事の続きから明治二二年一二月末までを翻刻するものである。今回の翻刻にあたっては、「上植野村総代日誌」と題することにした。「日誌」の作成は、村に戸長役場が置かれた時期に、公的な役場日誌として始められ、その後「役場」ではなくなっても記録する立場の人々は同様の認識で記述していたと思われることから、広義では「役場日誌」といえる。しかし、明治一九～二二年の「日誌」には記録者として「上植野村総代」と記されること、また当該期の日誌に出てくる「役場」は向日町の連合戸長役場、町村制以降は向日町役場を指すことから、紛らわしさを避け実態に即した名称とした。

凡例

一、「上植野村総代日誌」（一）は明治一九年一〇月一六日から明治二〇年三月三一日までの翻刻である。

一、表記は原則として次のように統一した。

- (1) 原文に適宜読点、並列点を付した。
- (2) 使用字体は常用漢字とし、異体字・俗字・略字や明白な誤字などはそれぞれの正字に改めた。ただし地名や人名に関

するものはそのままにしたものもある。

(3) 変体仮名や合字は現行の字体に改めた。

(4) 判読不能の文字は、字数の明らかかなものは字数分を□で示し、字数の不明のものは「」で示した。

(5) 抹消部分は省略し、訂正がある箇所は訂正後の文字のみを記した。

(6) 原本で日付の左脇に入っている頭注的な記載は、(欄外)とし「」中に記載した。

一、内容や形態を理解するため、次のように適宜注記を付した。

(1) 誤字・脱字・宛字などについて、適宜()で傍注した。

ただし同じ誤字・宛字が繰り返される場合は、傍注は初出のみにとどめた。

(2) 意味が通じにくいが原本のままとしたものは(ママ)、原本の文字に疑問がある場合は(カ)、衍字と思われる場合には(衍)と傍注した。

(3) 本文以外の箇所や挿入された部分は「」でくくり、(表紙)、(挿入)などと傍注した。

(4) 人名・寺社名や地名などは、同一のものに幾通りかの表記がみられるが(植田と上田、法華寺と法花寺、物集女と物集など)、そのままとし、傍注は付していない。

一、今回の分の翻刻にかかわった氏名は以下の通りである。な

お、翻刻文の校正には辻真澄氏の協力を得た。

梅本香織 重岡伸泰 高久嶺之介 玉城玲子 辻真澄

西村卓 長谷川澄夫 福井徳子 松島裕美子 向井直子

百瀬ちどり 安國陽子 山崎達雄 若崎敦朗 (五十音順)

（表紙）

「明治拾」九歳戌壹月式日従

日誌

上植野村総代



・一月二日～四月三十日条

『社会科学』第六七号（二〇〇一年八月）に掲載

・五月一日～十月十五日条

『社会科学』第七五号（二〇〇五年九月）に掲載

十月十六日 晴天 午前八時頃ヨリ地押反金地価等ヲ取調スル
 コト、又次向日町横山新介字絵図裏張当事務所迄罷出、又次当
 村小野元吉祖父茂介死亡ニ付埋葬御届ケ差出候、午后一時頃ヨ
 リ地押反金取調ニ付永井九左衛門依頼スルコト、又次二字馬立
 田地村方買求スルニ付証々認メスルコト、小使は他所え地方税
 切符支達スルコト、当村伊藤儀兵衛相統譲リ地券裏書願書認メ
 置候処、先同日ハ延引ニ付明後日十八日戸長役場え差手統相成
 候哉、又次ニ藤田喜之介、中沢うの養子行コト、結婚御届ケ差
 出候処、廢嫡御願差出し相成迄は一先返却相成候哉

十月十七日 天長日 晴天 右旗日村中休日シ、小野元吉祖父
 茂助死亡ニ付埋葬地場所見分ニ民秋行キ

十月十八日 雲天 同日惣代出勤シ、地押件ニ付永井九郎左衛
 門出勤シ、次ニ山下突井戸直シ壹円五十錢渡ス、直シ人板東
 万次郎へ、午后五時頃ニ横大路村より八丁繩手有志伺参リ壹円
 五十錢有志纏リ渡ス、又跡常日通行スル人ハ頼ミ置被下度ト帰
 村ナル、同日向本新字絵図裏張ニ越シ

十月十九日 雨天 同日惣代・地主惣代永井九郎左衛門出勤
 シ、本新午前八時より午十二時迄居候、障子張替へ賃四十式錢
 五厘渡ス、次ニ伊藤儀兵衛家督相統譲リニ付証書地券書換ス、
 戸主届認メ、付テハ社倉金へ手当ニ差入、字野上山十番・字同
 拾五番ト藤田吉郎右衛門引請人トシテ渡ス、同日郡長任達告第
 十二号ヲ以テ達相ナリ、同日今里村地方税及畑税とも長法寺戸
 長役場へ持遣シ、但シ金ハ壹円三錢五厘ナリ、同日小野茂介認
 可証受取ス、府令第三十及第三十一号布達相廻スニ付戸長役場
 へ尋遣シ

十月廿日 雲天 午前八時より惣代出勤シ、永井九郎左衛門同
 日地方税取纏メ出張ナリ、小の利・小の五、森鶴之助長女あい
 家督相統ニ付社倉手当地券書入分貸し、学校・用水とも、就而
 は同日村持地方税納ル、同日内藤巡査氏巡回相成

十月廿一日 雨天 (追記) 同日井之内林弥三郎へ鳴谷件ニ付裁判口
供取ニ行ヲ頼行断候」

午前八時ヨリ惣代并永井九出勤シ、森あい字切之口流作敷永井
太左衛門売渡しニ付右証書貸シ、引請人森源右衛門・和田伊兵
衛、秋田富三郎連署社倉金へ差入ス、中小路久左衛門ヨリ長女
セキ・子ふみ式人家出シ行衛へ不相分ニ付、人相書添へ向日町
分署へ届ル、同日下午世村二角力廿二日ニ有之二付村中へ手拭
入レ、之レヲ島田十介申出、村中取調候処、島田十介・植田吉
郎兵衛・井上勘左衛門入レ有之、十筋已内ニ付村より返却不致
候

十月廿二日 雨天 同日惣代二人并ニ地主惣代永井・小嶋出勤
シ、同日佐々木源四郎地方税八錢五厘、安井与左衛門分モ控へ
テ戸長役場へ納ル、又地押開墾変換願書訂正シ戸長役場へ差出
ス、同日中小路弥宗平米仲商鑑札再ヒ願ス、但シ壹ヶ年上リ高
二百円見積リ也、同日畑山林原野郡村宅地上納切符配達ス、又
同日郡長松野新九郎被任レニ付、村中へ書テい組始メ廻ス、ラ
ンボ笠壹ツ式厘五毛買フ

十月廿三日 晴天 午前八時頃ヨリ村惣代清水・民秋愛宕参詣
之コト、地主惣代小嶋・永井両名午後六時帰宅ス

十月廿四日 雲天、午后ヨリ雨天 午前八時頃ヨリ地押ニ付永
井・小嶋・清水両三名係ルコト、又次戸長役場ヨリ布告送ルコ
ト、午后秋田嘉平治送籍ノコトニ付当事務所罷出ノコト、午后
六時頃ニ帰退スコト

十月廿五日 雨天 午前八時惣代式名出勤シ、地押事務反金帳
調ル、同日民秋戸長役場へ行、地券拾壹通受取帰村ス、同日晩
小じま久左衛門清水宅罷越し、本月十一日より廿五日間、蒲団
十一日ノ間七拾九錢式厘受取候也

十月廿六日 雨天 午前八時ヨリ惣代式名并地主惣代小嶋久兵
衛地押事務シ、同日畑租小野五郎右衛門取纏出張ニ相成、同日
小島政次郎・林田亀次郎・藤田由松地券和田伊兵衛渡ス、又同
日井出水掛リ樋ヲ調ヘテフセグ

十月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代事務所ニテ出勤ス、午
前十一時頃ヨリ今里村野勢(能)小右衛門参リ、又次ニ伊藤儀兵衛廢
嫡願書却ニ付再願書差出スコト、佐々木寅吉及伊藤米吉・森山
宗五郎・小林伊右衛門戸籍生産年月書記スコト依頼参リ

十月廿八日 晴天 午前八時頃ヨリ惣代両名京行、鳴谷山件ニ

付裁判所口供取行候テ、午后六時帰宅候コト

十月廿九日 雨天 午前八時頃ヨリ口供写取係ルコト、午后六時帰宅ス

十月三十日 晴天、風有 午前八時頃ヨリ蒲団楠彦兵衛本月六日より廿九日迄、都合二十四日迄ノ間老円七十式錢八厘渡スコト

十月三十一日 晴天日 午后一時頃ヨリ太々神楽依頼候ニ付、当村事務所ニテ舞ス

十一月一日 雲天、午后二時頃ヨリ雨天 午前八時頃ヨリ事務扱居候処、后々字上川原突井戸直シスルコト、人足野口四郎兵衛金五拾錢ノコト、小林喜平治地券裏書願之コト

十一月二日 晴天 午前八時頃ヨリ事務扱候処、十二時突井戸直シ代受取相見、金五拾錢渡スコト、午后一時頃ヨリ地主惣代小嶋久兵衛・村両名^{（惣代脱之）}、同郡調子村地押検査ニ付見行コト、午后五時帰宅候コト、同日晩地主惣集会スルコト

十一月三日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付地主惣代及村惣代共村内実地変換再調致居候処、午后五時頃ニテ帰宅ス、同日晩夫々持主事務所へ呼寄テ篤卜談示スルコト

十一月四日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付実地サシニ行コト相成候也

十一月五日 晴天、午后ヨリ雨天 午前八時頃ヨリ地押ニ付実地サシ行コト、同日午后ヨリ森本村内検査有之候ニテ、永井九郎左衛門・民秋岩次郎行、午后五時ニ東土川村人民屎尿歎願集会スルコト、廻章ヲ以テ清水宅相見候、写取シテ帰宅スルコト

十一月六日 晴天 午前八時ヨリ地主惣代・村惣代出勤シ、午后ヨリ向日町津ノ平屎尿集行^{（会脱之）}コト、民秋岩次郎行候テ、午后七時帰宅ス

十一月七日 雲天、午后雨天 午前八時頃ヨリ地主惣代及村惣代地押取調ニ付係ルコト

十一月八日 晴天 午前七時頃ヨリ森本村地押模範検査ニ付地主惣代・村惣代見行コト、午后四時帰宅スルコト

十一月九日 晴天 午前八時頃ヨリ地主惣代出勤シ地押ニ係ルコト、植田嘉四郎死亡ニ付埋葬願書シ、同日山口九右衛門りき死亡書差出し候也、同日氏子惣代集会、午后ヨリ小じま久兵衛行候也

十一月十日 雨天 午前八時頃ヨリ地押ニ付懇合スルコト、同日夜も地押事務スル、同日晩午後六時頃ニ尿管府庁へ願書、東土川村ヨリ態人ヲ以右願書式通、民秋村惣代調印ス、同日総興植田みつ親嘉四郎死之際屋根損シ、其組永井治郎左衛門・植田九兵衛兩人伍頭ニ付、まドスコト申置候

十一月十一日 雨天 午前八時より地主惣代并ニ村惣代出勤シ、同日前田郁太郎長女はや死亡ニ付埋葬届認メ、認可証下附相成、同日ホ組生島信吉人形浄瑠璃^(理)スルニ付ほ組々々長ヨリ願出、依テ同晩各組長呼寄セ相談シ、村中へ嘶シスルコトニ極リ、村中大太鼓片側張替スルニ付組長相談シ置候、総興も此以後ハ借ニ參人ハ其組人、返ス人ハ輿ヲかきタルモノニ限ルコト、夫々申置候、就而は来ル十六日氏神火焼ニ付村中休日スル件、又十三日ヨリ村中夜廻リ太鼓夕、キテ式度ツ、巡回スル件、組長へ申置候

十一月十二日 雲天 午前八時頃ヨリ地押ニ付取調候ニ付、地主惣代及村惣代出勤スルコト

十一月十三日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付係リ、戸長役場教育ヒ取纏メ小の利右衛門出勤シ、午後一時頃ヨリ永井九郎左衛門向日町向日社務所迄神風講札受行コト、同日午后四時帰宅コト、同日晩前記之人形浄瑠璃一件持寄之コトハ、本年ハ先延引之村中協義之コトニ付、其組長藤田次郎吉寄セ其コト談スニテ断之コト、同村え居候突井戸屋同日午后二時帰宅スルコト、蒲団代同日金壹円八厘持行、一先井戸屋事片付候也

十一月十四日 雲天、雨無シ 午前八時頃ヨリ地押ニ付地主惣代出勤スルコト、午前十二時頃ヨリ字野添え田地毛付ニ行コト、同日晩ニテ小作人井上捨吉事務所へ寄セテ、其田地之毛付相談スルコト、同日夜は地主惣代及村惣代夜出勤スルコト

十一月十五日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付地主惣代及村惣代地押取調、絵図及台帳及名寄帳及絵図帳とも読合シ、午后五時頃ヨリ取調済ニ相成、同日夜勤致スコト

十一月十六日 晴天 午前八時頃ヨリ氏子神火焼ニ付各長組^(マ)・

氏子総代及村惣代事務所ニテスルコト、午后九時帰宅スコト、
同村永井伊右衛門長男伊之介死亡付埋葬書差出、次ニ清水市右
衛門戸長役場行、地押方割願御下渡シニ付一先請取候コト

十一月十七日 晴天、后々雨天 午前八時頃ヨリ地押ニ付地主
惣代及村惣代共係リ、同日永井九郎左衛門氏子集會行コト、氏
子社營繕費設ケ置相談ニ^付、本日ハ先沓戸ニ付拾錢九厘出シ
ノコト、同日晩夜勤スルコト

十一月十八日 雨天 午前八時頃ヨリ伊勢朝麻万金丹依頼参
リ、次ニ伊藤儀兵衛相統讓リ書ヲ差出スコト、伊藤儀兵衛統^{（相脱カ）}ニ
付地所裏書願書差出候也

十一月十九日 雲天 午前八時頃ヨリ地主惣代及惣代地調ニ
付、午后五時頃ヨリシ、同日晩夜勤スルコト

十一月廿日 晴天 午前第八時頃ヨリ地主惣代及惣代早朝ヨリ
実地再度之丈量スルコト、同晩宮修繕ヒ入用ニ付沓戸ニ付十錢
九厘ツ、係リ、且宮永統積立スル件沓戸ニ付式升積立スル嘶シ
申置候、組長へ書渡シ村中披露スル、同同晩鳴谷山經費夫々組
長ヨリ受取スル、同日晩本村社倉金世話方集會スルコト件、当

村藤田徳次郎畑租及地方税とも不納ニ付公費ノ署分^{（受）}受ルニ付、
該地所当村社倉金之内抵当差入有之ニ付、木ノ山武兵衛事務所
寄セ相談スルコト、先村方抵当トルコト御断申上候也、付テハ
野口常次郎字上川原請敷違約スルニ付其コト御咄シスルコトニ
帰宅ス

十一月廿二日 晴天 午前八時頃ヨリ村方共有金世話方利足金
取纏メスルコト、夫々集會シテ取纏メスルコト、同日午后七時
帰宅ス、同午前十二時頃ヨリ小林喜平治四女とよ生産候付報告
書差出スコト、同日午后五時ニテ小嶋久左衛門殿ニ養水講早魃
ニ入金額百七拾五円ト利足五円五十錢返金ス、又次山費拾壹
円三拾四錢二厘ト利足壹円四十三錢三厘返金ス、又次ニ式円八
拾四錢壹厘外式十錢ノ三円四錢一厘ト利足十七錢返金スコト、
十一月廿二日ニテ速ニ済候ニテ証々御戻相成候也、帰宅スルコ
ト

十一月廿三日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付地主惣代及村惣
代其コトニ付取調スルコト、午后五時頃ヨリ帰宅スルコト、同
日晩宮普請費用コト各組持寄りノコト、拾錢九厘出ス件ハ、イ
組ハ更ニ不服、口組ハ半額出ス、ハ組ハ半額出ス、に組ハ一時
ニ米式升◎九厘出ス、ほ組ハ米一升出ス残ハ二月コト、へ組ハ

半額出ス多分決議ス、式升出シ件ハ更ニ各組不服、且其時々経費之際前ニ嘶シ有之候得ハ出金スルトノ、イ組々長湯川伊之助・口組々長堀池半右衛門・ハ組植田嘉左衛門・に組小野喜四郎・ホ組藤田治郎吉代和田伊兵衛・へ組安井直次郎六人ヨリ答アリ、此時ノ惣代ハ清水市右衛門・民秋岩次郎、氏子総代永井九郎左衛門・小島久兵衛ナリ

十一月廿四日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付地主惣代及村惣代地押取調ルコト、午后五時頃ニ帰宅スコト

十一月廿五日 晴天 午前八時頃ヨリ地主惣代及村惣代出勤スルコト、同日午前十一時頃ニ小嶋久兵衛氏子集會行コト、前日村中相談件、壱戸毎ニ式升出スルコト持寄ニ行候也、同日晩養水及渾テ共有金世話係り集會スルコト、小嶋久左衛門・民秋徳兵衛・永井九郎左衛門

廿六日 雨天 午前八時ヨリ惣代出勤シ、同日氏子惣代小嶋久兵衛・永井九郎左衛門、向日神社修繕スルニ付、且鎮火講明治二十年一月ヨリ月ニ式錢掛ケ講ヲ催スニ付、相談ノ尻咄シ有リ、同晩小嶋久左衛門・小の利右衛門・和田伊兵衛・惣代・氏子惣代共ニ相談ス、村ニテク、リスレハ右該人も共ニ世話係ナ

ルト咄シ極リ

廿七日 晴天 午前八時ヨリ惣代出勤シ、戸長役場へ地押書面尋ニ行、同晩向神社修繕ヒ各組長ヨリ取纏メス、同日布告戸長役場ヨリ参リ、又桂川筋附替へ有ニ付戸長役場ヨリ達シ相成、明廿八日午前八時迄郡役所へ惣代出頭ス

十一月廿八日 晴天 午前八時ニ向日町郡役所へ京都府土木課係り多田・高井・森田両三名出張シ桂川筋付替之御咄し相成候、乙訓ノ内關係リ其村々郡役所集會之コト、午前十一時頃ニ帰宅候コト、其役場帰宅スルコト地主取調ニ係ルコト

十一月廿九日 雨天、午后ヨリ雲天 午前八時頃ヨリ地主惣代永井九郎左衛門、午前ヨリ向日社普請金取纏メテ金取調都合金拾円式錢寄り、又永井伊右衛門馬駄賃十二錢受取、同日ハ藤田梅之介十五錢、杉田とよ十五錢、清七五錢、島田佐介五錢、中村吉右衛門五錢、秋田駒吉五錢、小西与八五錢、右六戸は山費出金ス、小林弥左衛門五錢七厘、小野五郎兵衛五錢七厘村費出金ス

十一月三十日 風有テ晴天 午前八時頃ヨリ地主惣代永井九郎

左衛門及村惣代地押取調係リコト、次ニ当村永井九郎左衛門妻及連子共送籍参リ早刻結婚書差、^{（出脱力）}又次ニ向日社会計係物集女村中山直次郎方、上植野村向日社繕費取纏メ金十円〇〇弍銭収徴スルコト、午后六時頃ニ帰宅スルコト

十二月一日 晴天 午前八時頃ヨリ神風講社御札ヲ支達スルコト、講内中寄集テ夫々支達スルコト、次ニ午后ヨリ鳥好宅ニテ飯ヲスルコト、同日講内え桂川附替御咄シ一統え披露スルコト

十二月二日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付永井九郎左衛門・小嶋久兵衛・村惣代地押取調スルコト、同日田租切符支達スルコト、午后六時頃ヨリ帰宅スルコト

十二月三日 晴天ニテ雪少々降又は雲天ニも候也 午前八時頃ヨリ地主惣代永井・小嶋、村惣代清水・民秋両四人出勤シ、同日屎尿運搬京都行布告来リ、因テ十一時迄ト各伍長へ布告流シス、田租切符戸毎ニ支達スルコト

十二月四日 雲天 午前八時ヨリ永井・民秋・清水三人、午后ヨリ小嶋出勤シ、地押異動アル地ノ印形夫々調印サス、同日惣奥島田佐助直さす、同日晩夜勤スルコト地押惣代永井九郎左衛

門・小嶋久兵衛及村惣代共、同日教育費切符支達スルコト

十二月五日 晴天 休

十二月六日 晴天 午前八時頃ヨリ村ヒ予算立ルコト、午后早々清水戸長役場行テ地押願書差出シ、戸長長谷川氏は不在ニ付代理小山弥三郎氏より御咄は、諸商人売薬無印分各村人民預置哉否ヲ本月十日迄取調差出スル、又次ニ寄留人何国何郡何村より第何番戸より雇入ニ何ヶ月之出入調テ本月十日迄差出シスヲ咄候、又次ニ天長氏が乙訓郡長岡天満宮参詣ニ付道路筋掃除スルコト、総テ長岡近辺銃ヲ六町四方差止之コト、右之件々御咄シ承候テ帰宅スルコト、同日小西与八牛車買求メルニ付願書差出スコト、同日晩各組長当事務所集、戸長役場より御咄シスルコト寄留人・売薬及桂川筋附替・銃、右件々取調及披露スルコト、同晩巡查中川氏より不日各寺院墓地掃除検査スルコトニ付、早々各寺院其コト報告スルコト

十二月七日 晴天 午前八時頃ヨリ当村墓所下調ニ付民秋・清水巡廻スルコト、午后ヨリ神足村釜谷権兵衛方土瓶代働尋参リ候テ、其儘埋葬地え検査候コトテ、字上川原突井実地見行コト候也、帰宅スルコト

十二月八日 晴天 午前八時頃ヨリ各村民寄留人及雇入取調スルコト、同日晩続テ其コト取調スルコト、帰宅スルコト、森清七応対スルコト都合壹円貳十錢テ受合スルコト

十二月九日 晴天 午前八時頃ヨリ戸長役場ヨリ田租取纏メ、村総代各村奉公人取調スル、午后地押検査ニ付地主惣代秋田・民秋戸役場^(長腕)地押ニ係ル帳簿清水ト行コト、同日晩奉公人取調スルコト

十二月十日 晴天 午前第八時ヨリ村総代、地主惣代秋田・永井兩人出勤シ、同晩村費之件各組長へ嘸シ談シ、來ル十八日ニ米五升五合内村ヒ貳升ニ定メ、地価係り地租壹円ニ付貳錢八厘、營業ハ納辻壹円ニ付五錢ノ割ニ定ルナリ

十二月十一日 晴天 午前八時ヨリ村惣代出勤シ、午后一時ヨリ戸長役場へ小島久兵衛・清水市右衛門地押裂地ノ件ニ付尋ニ行、又小島氏ハ氏子惣代向神社ニテ集会ニ付罷越スナリ

十二月十二日 晴天 午前八時頃ヨリ当村社倉金利足取纏メスルニ付、社倉金世話方小嶋久左衛門・小野利右衛門・永井九郎左衛門・小嶋久兵衛・湯川伊之介・民秋徳兵衛、村総代清水市

右衛門共ニ取立スルコト、次ニ湯川岩次郎長男亀次郎出産届差出候コト

十二月十三日 晴天 同日惣代寺汗ニテ休日ス

十二月十四日 雨天 午前八時ヨリ惣代出勤シ、午后一時ヨリ永井九郎左衛門戸長役場へ地押件ニ付罷越ス

十二月十五日 晴天 午前八時地主総代・村総代出勤シ、^(ママ)他所村費よせ日ナリ

十二月十六日 晴天 同日清水氏ハ用水決算ニ而京都行、同日民秋出勤シ、戸長役場へ六人部是慶依頼件ニ付民秋罷越候、六人部氏頼ハ医師器械スルニ付金ヲ助成願度ト申入、此件戸長長谷川ヨリ嘸アリ、同晩植田勝兵衛火ホラツ、用ひ、組内さわき^(ママ)す、右勝兵衛藤田藤蔵宅へ預リルナリ

十二月十七日 晴天 午前八時ヨリ村惣代出勤シ、村費切符配達ス、同夜小野・小島・和田両三人、六人部是慶医置クキカイ買ニ付金出シ件相談ス

十二月十八日 晴天 午前八時より村ヒよせス、同日米壺戸ニ付例ノ三升五合、式升村ヒナリ、合五升五合各組長ヨリ取纏メス、同晩米売払ス、壺石五円三錢五厘高札ニテ築山三郎兵衛へ売ルナリ

十二月十九日 雲天 午前八時より村惣代出勤シ、同日戸長役場ヨリ地主惣代件書面持参スルコト小使参リ、永井九郎左衛門出頭ス

十二月廿日 晴天 午前八時頃ヨリ地押下調ニ付官吏出張相成様ニ達シニ付、下調畝杭改ニ行コト、同日晩社倉金世話方集会スルコト、又次ニ秋田嘉兵衛呼寄、字切ノ口藪境界コト御示談候コト

十二月廿一日 晴天 午前早々ヨリ清水宅え森源右衛門・秋田嘉兵衛兩人参リ、右藪地件々御咄シ相成候処、又次ニ森清七字上川原式井戸土瓶ぶせ承約スルコト、同日築山三郎兵衛米出スコト、同日藪件ニ付小じま久左衛門・民秋徳兵衛・小の利右衛門・和田伊兵衛、其コトニ付一日係ルコト、午后六時頃ヨリ其事は和田伊兵衛埒明ケルコトニ決テシテ帰宅スルコト、同日永井九郎左衛門午后ヨリ氏子集会行事、其集会議言は過日来保存

金下賜金百五拾円下賜ニ付、金額京都府預置事ニ決議スニテ帰宅スルコト

十二月廿二日 晴天 午前八時頃ヨリ地主惣代及村惣代地押下調係リコト、同日植田勝兵衛死亡ニ付夫々取片付スルコト、同日事務所嶋修造参リコト

十二月廿三日 晴天 午前八時頃ヨリ村決算致居候処、同日晩社倉世話係り集会スルコト、木ノ山武兵衛徳次郎利子金濟之コト、野口常次郎利子金濟、午后帰宅スルコト

十二月廿四日 晴天 午前八時頃ヨリ藤田吉郎右衛門戸主讓リ差出シコト、又次ニ八木儀三郎廢嫡差出スコト、小西辰之介附籍スルコト、又次ニ木ノ山多吉徳治郎宅地買求メニ付裏書差出シス、湯川伊之介裏書差出スコト、同日村総代及各組長投票紙各組長え支達スルコト、徳次郎附籍件ニ付親族寄セテ示談スルコト、法華寺宮繕講え抵当差入ニ付公証願書差出スコト

十二月廿五日 晴天 本日惣代村用ニテ京都市行、同日地押件ニ付京都府より下調ニ当村事務所へ出張ニ相成、字北小路地所檢分相成、同日永井九・小島久兵衛兩人出勤シ、秋田富三郎休日

ス

十二月廿六日 雲天 午前八時より惣代式名、地押惣代秋田・永井出勤ニ相成、小嶋久兵衛は休日ナリ、同日孟宗藪ヲ畑変換スル中小路宗左衛門・植田嘉左衛門・中沢うの・小林末吉其外夫々事務所呼テ嘶シス

十二月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付地主惣代及村宗代^(マ)出勤、再々取調ニ付孟宗藪変換願差出シニ付同係り、又次ニ村井孫右衛門妻よね送籍差出スコト、同日字上川原ニツ井戸土瓶込セ森清七係ルコト、野口宗兵衛土瓶京都買行コト、同日晩村惣代及各組長投票開キ、村惣代高点九十四点永井九郎左衛門、次村惣代小じま政次郎六十二点、各組長い組林田亀次郎・ろ組秋田駒吉・は組永井治郎右衛門・に組長永井五兵衛・ほ組藤田吉之介・へ組植田嘉右衛門、右之通ニ撰挙相成候間、此段日記スコト

十二月廿八日 晴天 午前八時頃ヨリ村惣代村ヒ勘定立ルコト、又次ニ村共有金ノコトニ付民秋徳兵衛・小嶋久左衛門・永井九郎左衛門両三名立合ニテ相談スルコト、同日地押ニ付諸願皆々戸長役場差出スコト、同日晩永井太左衛門字切ノ口藪境界

ニ付事務所罷出候コトニ、午后九時頃帰宅ス

十二月廿九日 晴天 午前八時頃ヨリ字切ノ口藪境界ニ付小じま久左衛門・小の利右衛門・民秋徳兵衛・和田伊兵衛両四名ニテ相談スルコト、永井治郎右衛門呼寄セ其件々咄シスルコト、又次森源右衛門・永井太左衛門呼寄、其件々御咄シ致シ相談スルコト、永井太左衛門・永井治郎右衛門・村惣代及外四名実地現場ニテ互ニ和談相成候、村藪地は其儘ニテ境界杭打テ互ニ相分合コト、同日午后五時頃ヨリ帰宅スルコト

右は明治十九年中日記御座候也

村惣代

民秋岩治郎

清水市右衛門

（表紙）

「明治二十年正月從

日誌

上植野村総代」



一月三日ヨリ事務受取コト、村惣代永井九郎左衛門・小嶋政次郎勤務之コト、同日前田幾太郎より南小路畑地東方二道有之ヲ西ト申来リ候処、村方切絵図ニハ東ノ方ニ有ト言ス

四日 午前八時ヨリ出勤^(り脱)、同十時頃惣代^(り脱)交退之届戸長役場へ送附ス、認許証ヲ分署へ認メ印刷ヲ差出スコト、小林庄左衛門・小西与八実印刷失届ケ認メルコト、小林庄左衛門改印刷ケス

五日 午前八時ヨリ兩人出勤ス、同日八時頃二戸長役場ヨリ地押取調之願書返却ニ相成、地主惣代小嶋久兵衛・秋田富三郎兩人右役場へ尋ニ行コト、午後ヨリ手直シ致シ出来スルコト

六日 天 午前八時頃ヨリ兩人出勤ス、雪式三寸積リ、同日藤田浅七父藤助死亡ス、埋葬届ケヲ認メルコト、永井戸長役場へ出頭ス、地押願書持参ス、脱落願之分少シ不都合ニテ直シ候也、川嶋太兵衛弟乙吉名洩ニテ本日咄出シ之コト、午後組長衆

初集会之コト、宮札發達ス

七日 天 午前八時頃ヨリ惣両出勤候処、戸長役場ヨリ京都府官吏出張ニ付只今出頭スヘシト申来リ、早々永井出頭スルコト、午後帳簿直シニ掛ルコト

八日 天 午前八時ヨリ惣代兩人出頭ス、地押ノ件ニ付小嶋・清水・秋田・民秋出勤ニテ地押願書ヲ直スコト

九日 天 午前八時ヨリ惣代兩名、清水・秋田兩人モ出勤ス、大帳・絵図帳共直スコト、正十二時頃二京都府官吏出張ニ相成、本検査之義ハ十二日頃ニ相成ト申伝置候ニ付、午後六時頃二地価持ノ内上より十四名集会スルコト、明十日惣人足ニ出ルコトニ決テス

十日 天 八時ヨリ惣代二名、清水・秋田・小島・民秋之四名出勤、い番読合ヲ致ス、林田亀次良・湯川伊之助・和田伊兵衛・永井次郎右衛門・中小路惣左衛門・中小路弥惣平・永井五兵衛・藤田吉郎右衛門・小林喜平次・藤田吉之助・藤田重郎兵衛・永井治左衛門・上田嘉右衛門、右高持朝八時頃^(り脱)出頭、札竹境界之竹^(造)、午後より実地^(檢)検査ニ掛ル、午後五時ニ終ル也

十一日 郡役所ヨリ地押之事ニ付召書ニテ永井・小島式名出勤、小島政次良も事務所へ出勤、午後より清水・秋田両名も出勤、切絵図ヲ直し、午後四時頃小畑川堤坊敷地之事ニテ民秋徳兵衛君ニ談ス

十二日 午前八時出勤、永井庄助中小車修膳願ヲ認メ、午後より荒起リニ付地券書換願ヲ認む事、午後七時頃ヨリ惣代兩名出勤シ伍長六名共出頭、五厘積立金并ニ小学校永続金共世話方ノ投票開札シ、五厘ノ世話方小林喜平次高点九十九点、二番小嶋久兵衛ニテ、兩名ハ五厘積立ノ世話方ニ相定メ候也、次札ハ植田嘉右衛門ニテ四十点、小学校永続金世話方ニ相成候也、村事務所屎尿共入札候処、金壹円三錢ニテ永井治郎右衛門へ落札ニ相成候事、其夕午後十時頃ニ退席ス、教育費切符出ス

十三日 午前八時頃ヨリ惣代兩名外二名同断、清水午前半日出勤シ絵図調へ并畝杭立ヲ成シ、後四時頃ニ湯川岩次郎長男亀二郎死亡ニ付認許証ヲ役場へ願ニ参リ候得共、下ケ付無之候得共埋葬スルコト

十四日 午前第八時頃ヨリ惣代兩人出勤ス、地券願ヲ認メ、和田伊兵衛公証印取消ス願ヲ認メ、戸長役場費之切符ヲ受取コト

十五日 休日

十六日 午前八時頃ヨリ出勤ス、馬金証文書換へ、戸長役場費之切府ヲ組々伍長衆へ發附ス、秋田駒吉姉たかナル者ノ送籍願認メ渡スコト

十七日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、村持完払ヒ証文書直シ、同日午後ヨリ永井戸長役場出頭ス、字小畑川筋境^(梁防カ)山崎街道切下ケノ件戸長ヨリ御咄シ有之候、村方馬金証文へ奥書割印願ス

十八日 午前八時頃ヨリ小嶋出勤ス、永井十時頃ヨリ出勤ス、戸長役場ヨリ教育費取立ニ小の君出張ニ相成、村井ふみ家督相続戸主譲リニ付願面証文認メス、同日午後五時頃二六人部より分所費金ヲ出金スル様申来リ、依テ暫シ之処日延ヲ依頼シ戻スコト

十九日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤シテ、地券書換願認メ嶋田重助合地願ス、戸長役場ヨリ掃除之達シ・小学校休校之者・地券印税ノ切府廻送ニ相成候コト

二十日 午前八時頃ヨリ出勤致シ、券願ニ印形取ルコト、午後一時頃ニ民秋岩二郎ヨリ山ノ下畦畔ヲ秋田駒吉ヲ聞コト、野口常二郎かめ・小林末吉いよ・森好松妹・永井庄助つね四人、裁縫退校願ヲ認メルコト

二十一日 午前八時ヨリ兩人出勤シ書換地券書取調へ、同日田租取集メ、戸長役場ヨリ小の利右衛門殿・小の五郎右衛門卜兩人出張ニ相成、戸長役場費共ニ徴収スルコト、布告ヲ取調へ綴込ヲ新調ス、組長衆へ掃除之事ヲ口達ス

二十二日 午前八時ヨリ永井出勤ス、小嶋休日、小学校へ不勤之者へ登校スル様組長衆へ口達スルコト、戸長役場ヨリ車国稅切府ヲ廻送ニ相成、組長へ送達スルコト

二十三日 日曜 午前八時頃ヨリ永井出勤ス、戸長役場費并小学校教育費共未納者へ口達スルコト、同午前十時頃ニ退席ス、上田嘉左衛門より南小路弟宅ヲ畑地ニスルコト願出ルコト

二十四日 午前八時頃ヨリ兩人共出勤ス、永井ハ戸長役場へ免租地地券書換願ヲ村中持売買濟之分公証印并ニ地券裏書願ヲ以テ郡役所へ願出ルコト、戸長役場へ行、右上田嘉左衛門ノ願之

分ヲ尋候処、今ニ願出ス様申聞クニ付、午後ヨリ小嶋久・秋田富・民秋三名出勤ニテ丈量スルコト、向日町分署ヨリ巡查中川君墓地取調へニ付出張ス、寺庵ノ墓地始メヲ年号ヲ取調ヘルコト、向神社祠官ヨリ境内下草ヲ刈取願ニ印形永井ス

二十五日 午前八時頃ヨリ戸長役場并郡役所森氏・小の兩名学校費未納ニ付付立ニ出張ニ相成、藤田徳二郎ノ宅へ右兩人、惣代二名共立合へ行、役場ヨリ小の五郎右衛門氏分車国稅取立ニ出張ス、上田嘉左衛門・中小路惣左衛門二名之地目変換願之印形ヲサスコト、午後未納件ニ係リ木ノ山多吉ヲ呼出スコト

二十六日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、地目変換願書ヲ戸長役場へ差出スコト、藤田徳二郎明治十九年度小学校費免除願ヲ共ニ小嶋氏役場へ出頭スルコト、大太鼓張替出来上リ、撰津国嶋上郡西天川村西川作二郎より持参スルコト、代金払ヒ濟之コト、旧名字嶋谷山之内伐木願許可ニ相成、字番号ヲ記シ小塩村ヨリ報知ニ相成、写取り鶏冠井村へ順達ス、午後村内組長へ山件ニ付今夜集会スルコトヲ使ヲ以テ布令サスコト、中小路久右衛門より相続件ニ付森山儀兵衛ニ印形スル様御申聞セ被下様ト頼ニ参リ、森山儀兵衛ヲ呼相尋候処、何分私しニシテ印形スルコト御断申上候ト申居候へ共、色々御咄シ候処、何分両親ニ

相談之上御返事スルト申帰ルコト、前田幾太郎より道件ニ付申
来ルコト、何分私し実地売求メノ節ニハ西ノ端ニ道有ルト吉郎
兵衛被申、依テ私しより森好松ノ方へ引合スルコト不能ト申居
候へ共、色々之咄シヲ致シ候処、私しより森好松ニ引合ヲ致シ
返事イタシ候ト申、帰宅ス、森山儀又候家内へ示談スルコト
午後四時十分頃ニ国玉御通行ニ相成候也

同日午後七時頃ヨリ組長集会シ、山行鑑札ヲスルコトニ決テ
ス、宮惣代人撰之紙ヲ持帰ルコト、投票開札日ハ廿九日ノ夜ニ
定メルコト

二十七日 午前八時頃ヨリ惣代兩人出頭スルコト、中小路熊五
郎養男浅吉不縁ニ付券状裏書願、上田吉郎兵衛より借り金之証
証公証消印願、家督相統証書トモ認メ渡スコト、村方より夫々
売払地ノ大帳・図帳・名寄七帳共直スコト

二十八日 午前八時頃より小島出勤、永井休日、小野勘七、宇
兵衛より地押畝歩札無之ニ付書換ヲ願出スルコト、午後三時ニ
退席之事

二十九日 第八時頃ヨリ兩名出勤ス、旧惣代ヨリ中小路宗右衛
門より切石五ツ借置候処、冬ニ返済不致旨申出ルコト、森源之

助田地村方へ買被下様清水市右衛門ヲ以テ頼ニ参リ候也、橋岩
三郎二男卯吉退校願ヲ認メ出スコト、午後五時頃ヨリ小嶋久左
衛門・民秋徳兵衛兩人御苦勞ニ相成御呼ヒ候処、代金義は百八
拾円ヲ以テ買求メルコト示談ニ相成候也

同日午後八時頃ニ組長・惣代立会之上宮惣代投票開札候処、百
拾五点清水市右衛門、五拾点藤田重郎兵衛、兩人高札ニテ極メ
ルコト

三十日 午前八時^(時脱)より兩名出勤、九時前田郁太郎道のコトニ付
吉良兵衛ヨビ出候処示談ヲ致、郁太郎共ニ源右衛門へ御頼ニ上
リ暮と申事、是ヨリ字嶋谷山入山之札ヲ仕来ルコト

三十一日 午前八時頃より小島出勤、永井休日、植田清兵衛よ
り西之小家ヲ廢して畑ニ変換ヲ願出コト、午後七時頃より森源
之助田地之コトニ付社倉金世話係り集会スルコト

二月一日 惣代兩名午前八時頃ヨリ出勤ス、藤田徳二郎一件ニ
付、村内親族上田みつ・上田重左衛門・井ノ上安兵衛三人呼よ
せ候処、おこま一人丈ハ身上引請スル様申居リ也

二日 午前八時頃ヨリ小嶋事務所へ出勤ス、永井井ノ内村へ嶋

谷山費金勘定ニ行コト、入山鑑札ノコト表面へ上植野村ノ焼印ヲ押シ、裏面ニハ所有主ノ姓名ヲ書キテ渡スコト談示置クコト、午後ニハ小塩村へ見本鑑札ト〇依頼書ハ〇始り過日書面ヲ以テ字旧名嶋谷山之内伐木願許可濟ニ相成候御報知被下、但シ書ニヨリ見本之通鑑札携帯為致候間、許可濟ノ場所へ印票ヲ建置キ被下度、此段御依頼候也

明治廿年二月三日

上植野村惣代

小塩村惣代御中〇ト記載スルコト

同日午後六時ヨリ組長・惣代集会ニテ山行鑑札組長ニ渡シ候、此鑑札ヲ取レ候共、代リ鑑札ヲスルコト御断申置キ候、ろうそく組長へ渡シ置キ候也

三日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、徴兵検査之入費金取集メ屯人前ニ壹錢九厘ノ宛ニテ戸長役場ニ差出スコト、午前十一時頃ヨリ小塩村へ定使ヲ見本鑑札ヲ持参サスコト、安井武右衛門田地買求メニ付登記方願書色々認メルコト、安井与左衛門より依頼ニヨリ教育費并戸長役場費共取替スルコト、小使治三郎ニ役場へ持参サスコト

四日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤候処、民秋徳兵衛氏ヨリ御塔道法花寺林地ノ下、安井左右衛門よりこぼちこみヲ申出ニ

付、法華寺檀中惣三名・惣代二名・左右衛門・巳ノ助立合之上境杭ヲ入ルコト、植田重左衛門馬立田ヲ地実下ノコトヲ民秋より申出候ニ付、惣代式名見分候処少シ土ヲ取有之ニ付、右民秋へ其事ヲ申出ル様重左衛門へ申置、帰村ス、同日十一時頃ニ小塩村上村孫左衛門氏ヲ余中ニテ見請候テ山入件ヲ咄シシテ、菟場所之義ハ手掛ケタル山ヲ見テ菟取事ノ定約ス、中小路久右衛門より森山儀兵衛係ル印形件ヲニ付彼是申立居リ候処、無事ニ相濟候ヲ久造ヨリ申来ルニ付ル記ス、戸長役場ヨリ村中持上田嘉左衛門へ売渡シ地券無之旨ヲ申来リ候也

五日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤候処、藤田浅吉ヨリ中小車破損ニ付再檢ノ願書ヲ申出、認メスルコト、角上明道ヨリ実印ヲ破損ニ付改印届ケ認メ渡スコト、い組より山入鑑札代拾銭受取候也、字角前村中ヨリ上田嘉左衛門へ売渡シ之地券戸長役場へ差出スコト、森山乙八死亡ス

六日 日曜 午後早々ヨリ地押ニ付清水・小嶋・民秋・秋田・惣代式名出勤ニテ札ヲ見廻リ、六時頃ヨリ帳面・絵圖ヲ直スコト

七日 午前七時ヨリ惣代兩名外清水・小嶋・民秋・秋田ノ四

名、外地佃持人足式拾名出勤候処、地押官吏出張無之二付、人足ハ午前十一時頃ヨリ引取コト、余ハ午後も勤メルコト

同日午前九時ヨリ惣代小嶋向日町役場へ出頭ス、掃除ノコト、大便所・小便所ハ井戸ヨリ式間間ヲ置コト、伏込ハ桶ハ不相成、本月十五日迄ニ取調ヘルコト、同日午前十時頃ヨリ電信局ヨリ官民有地ノ調へニ付、かいて村境へ迄永井出張ス、馬場村迄送り付帰村ス、同日午後四時頃ニ地押官吏延引之趣キ戸長役場ヨリ申越候ニ付、村内人足之方へ其よし申遣シ候也

八日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、戸長役場実地変無ニ付官民之内ニ留ル地無之候得ハ、官吏出張先へ図面携帯ニテ出頭スルコト達シ有之、同日午後七時頃ニ小の君ヨリ照会ニ相成、地押係リヲ集会スルコト、九時ニ退席ス

九日 午前八時ヨリ惣代・地押係リ出勤ス、実地ト切絵図ト見合コトニ行コト、同日午後七時頃ヨリ夜行候、築山半兵衛東ノ道付替之示談相整ひ候ニ付願書ヲ造リ、和田伊兵衛・森好松字野添へ合地願ヲ認メルコト、上田吉郎兵衛前田ノ道件ニ付呼よせ咄シ候処、森源之助へ頼ニ參ルコトハイヤ〜ト申居候也

十日 午前七時頃ヨリ惣代兩名、地押係リ小嶋・秋田・清水三

名出勤ス、永井平右衛門始小の新五郎宅地分割スルコトニ申渡シ候也、小野元吉ヲ呼よせ小畑川橋端店出シ場へ出ルコト不相成ト申聞せ候也、安井直次郎・中村吉右衛門宅地丈量スルコトニ相成候也

前田幾太郎ヲ呼よせ道件ヲ申聞セ候得共、惣代ノ手ニ相ニクイト申、今日ニ其由ヲ其筋へ届ケルト申候処、今夕マテ御見合セ被下度、若今夕ニイタリ〔沙汰之〕左駄無之候得ハ御届ケ被下度候也

十一日 前八時頃ヨリ惣代兩名・地主惣代四名共出勤ス、永井ハ築山半兵衛の東道換之場所ヲ極メルコト、願面ヲ造ルコト、永井治左衛門より上田吉郎兵衛ノ道ノコトニ付森源右衛門へ行候処、吉郎兵衛ノ帰宅ノ上咄シスルコト、地主惣代ハ諸方へ見廻リスルコト、地目変換願・裂地願・開墾願、安井直次郎始メ外四名ニ係ルコト認メ出来ス、同日午後五時頃ヨリ右願書戸長役場ヲ経テ郡役所へ差出スコト、午後七時ヨリ夜件ス、向日町津の平方へ官吏出張ニ相成、永井・小嶋出頭ス

十二日 午前七時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、地主係リモ四名共出勤ス、午後早々ヨリ自村へ地押検査トシテ京都府官吏出張ニ相成、人足式十人ヲ以テ字南小路始メトス、午後四時頃ヨリ休暇ス、宿ハ法華寺ヲかりテ地主惣代共ニ行、仕出しハ鳥好、上六

人代、村惣代・地押係り共六人、外二小使者人、夜飯夜食ヲスルコト

十三日 午後六時^マヨリ村惣代・地押係り・人足二十名共々出勤ス、本日ハ二組ニ割レ、一方へ惣代永井・小嶋政、民秋ノ三名、西小路始メ北東ヲ北ノ田迄ノ間ヲ調ルコト、一方ハ下川原始メトシ南東へ調ヘルコト、午後四時頃ニ帰席スルコト、午後ヨリ帳面ヲ調ヘルコトハ翌日ノ午前四時頃ニナル、惣代・地押係り共六名ハ日ヲ明スコト、官吏ハ^マ森あいの妹マツナル者死亡埋葬ス

十四日 午前七時頃ニ官吏寺戸村へ出張ニ相成候、村方地押惣代・村惣代共六人、午後五時頃ヨリ寺戸村へ岡崎治郎兵衛宅へ出張ス、十五日午前三時頃ニ帰村ス、夕飯夜食ハ鳥好ニテス

十五日 午後早々ヨリ永井始メ小嶋兩人、寺戸村岡崎治郎兵衛方へ行コト、翌日午前五時頃ニ帰宅ス

十六日 午前七時ヨリ同治郎兵衛方へ右三人行候処、帳面直シ致候処、物集村ヨリ呼ニ参リ、官吏物集女村へ出張ニ相成、自村モ物集村へ出頭セヨト口達アリ、早々物集村へ右三人行候

処、物集女村ノ入口迄行候処、神足村人足帰り来リテ、物集女村ヨリ書面ヲ以テ其村神足村へ出頭セヨトノ達シニテ、夫ヨリ早々神村^足へ小嶋始メ惣代兩人共行コト、神足村ノ事務所へ行、帳面手直シ読合ヲ致シモ、右村ノ東岡本ノ宅ニテ官吏一宿スルコト、午後十一時頃ニ上植野村惣代ト呼出シニ相成早々行候処、其村中々地押調へハ上等ニ候得共、何分地租改正ノ際反金表ノ出し方が要敷故^悪へ日数モ係り候得共、先此帳面無之テ^{不脱カ}出来ト相見へ候ニ付、又呼出シニテ尋ヌルコトモ成リモ相分^{不脱カ}リ不申候得共、一先帳面・願書預リ置ト被申居候テ、右三人ハ午後十二時頃ニ帰村スルコト

十七日 休日 午後四時頃ヨリ永井出勤ス、角上明道出産報告書ヲ認メルコト

十八日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、営業上リ高取調ニ係リ取纏メルコト、午後夕飯早々ヨリ地押係リヲ集会ス

十九日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、営業上リ高調ヲ持参ニテ役場へ出頭ス、午後八地押費ノ録算ヲスルコト、戸長役場費未納者へ明日未納^所分ニ出張ノコトヲ該人へ口達ノコト

廿日 日曜 午前八時頃ヨリ小嶋出勤ス、郡役所吏員戸長役場未納所分^(費脱)ニ付出張ニ相成候也

廿一日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、村中屎壺小便所見廻リ候コト、突井戸機器今里ヨリ買求メニ相成積ヲ用水講金世話方へ協議ス

廿二日 午前八時ヨリ兩人出勤、地主惣代四名共地押経費勘定ス、永井戸長役場へ桓武天王^(マ)石碑之コトニ付行コト、午後六時ヨリ鳥好席ニテ酒遊ス

二十三日 午前七時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、地押経費取纏メニ付地租金取調ルコト、井ノ上寅吉ヲ役場右石ヲ持参サスコト、戸長ニ預ケ置帰宅ス

二十四日 午前七時頃ヨリ惣代兩名出勤シ、永井午前九時頃ヨリ戸長役場へ出頭シ、桓武天^(皇脱)之コトニ付戸長ヨリ被申候ニハ、実地掘シテ慥成者ヲ見テ御届ケノ方宜敷ト被申、依テ其事ヲ井ノ上安兵衛ニ咄シスルコト

同日午後七時頃ヨリ村方地佃^(持脱)ヲ集會シテ地押ノ経費ヲ相談シ、内五拾円村方金之内^(利)子ヲ以テ補助スルコトニ決テス、残りハ

村方内ニ持地租金壹円ニ付三錢ツ、ヲ集メルコト

二十五日 午前八時頃ヨリ惣代兩名、外清水市右衛門・民秋岩次郎・秋田富三郎兩三名ヲ御苦勞ニ相成、取立簿切符ヲ認メルコト、他所へ發達ス、廿七日よせ

二十六日 午前七時ヨリ惣代兩名出勤ス、村會議員出勤ス、小嶋久兵衛・藤田重郎兵衛・上田嘉右衛門・永井治左衛門・小路弥三兵衛・永井九郎左衛門共戸長役場へ出頭ス、組長へ地押費切符ヲ三月二日よせニテ出ス、右議員出頭シ戸長原案ニ応スヘキコト

二十七日 午前七時頃ヨリ惣代出勤シテ地押費ノ内他所分取纏メスルコト、地券印税取纏メスルコト

二十八日 午前七時頃ヨリ小嶋出勤ス、越返^(起カ)リ地券印税ヲ役場へ差出スコト、寺庵ノ建坪・畳数取調ヲ持参スルコト、茶業上リ高調書ヲ生嶋氏へ差出スコト、長岡ヨリ中小路宗脩より有志ヲ依頼ニ参ルコト

三月一日 午前七時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、午後ヨリ戸長役場

へ地券受取方ニ出頭ス

六日 日曜

二日 午前七時ヨリ惣代兩名出勤ス、村中地押費ヲ取纏メスルコト

七日 午前七時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、森山竹松相続届ケ書ヲ認メ、向日町分署ヨリ巡廻ニ相成、和統ノ調ヘスルコト、午後永井役場へ行、地券名前違ヒヲ郡役所ニテ書換スルコト、永井太左衛門へ渡スコト

三日 午前八時ヨリ兩名出勤ス、右寄七銭ヲ取調ヘルコト、地主惣代へ日当^(電)金^(電)拜分致シ候、午後小の新五郎・永井平左衛門裂地之願書、郡役所ヨリ分失之^(紛)コト申来ルニ付、右願書再度纏メルコト

八日 午前八時頃ヨリ小嶋出勤ス、午後ヨリ惣代兩名出勤シテ、林田亀次郎ノ山林ヲ裂地シテ宅地ニ開墾スルヲ丈量スルト

四日 午前八時頃ヨリ兩人出勤ス、券状台帳付合シラシ、永井平左衛門・小の新五郎二名ノ裂地ノ願ヲ戸長役場へ印税共差出スコト、村金世話方名前書出シ張出スコト、旧養水金并小学校永続金ト森好松方へ借シ付有之二付、其金ニテ田地ヲ買取被下様依頼ニ相成、依テ世話方ヲ午後七時ヨリ協議スルコト也、差遣^(支)へニ付集会は翌日ニナル

九日 午前七時ヨリ惣代兩名出勤シテ、右林田ノ開墾願ヲ造リ、字南小路里道ヲ附替スル願書ヲ認メルコト

十日 午前七時頃ヨリ兩名出勤ス、小嶋久兵衛共、郡役所ヨリ地押願書突合シラスルニ付兩名出頭スル様申来リ候付、小嶋久兵衛・永井共午前九時ヨリ出頭ス、午後四時頃ニ帰村ス、事務所ニテ控ヘヲ書直スコト

五日 午前七時頃ヨリ惣代兩人・小嶋久兵衛共出勤ス、台帳・名寄帳・図帳直シス、地券ヲ下付スルコト、教育費切符戸長役場より廻送ニ相成候也、和田伊兵衛方へ壱封ヲ相渡シ候也

十一日 午前八時頃ヨリ惣代兩名・小嶋久兵衛共出勤ス、地押二付諸願書之控ヲ書直スコト、戸長役場ヨリ学校費取纏メニ付

小野利右衛門氏か出張ニ相成候也、地方税切符ヲ戸長役場ヨリ廻送ニ相成、組分ヲシテ組長へ出スコト、尤地方税ハ三月十六日よせノ日当ニ印シ有之

右同日字南小路野通道付替願書小野氏へ依頼ヲ致シ、明十二日ニ役場ヲ経テ役所へ出スコト

十二日 午前八時頃ヨリ惣代兩名・小嶋久兵衛共出勤候テ、地押之書類写替ヲ致シ、反別地価地租合算シ奥ニ書出シ候処、元反別地価地租増減スルコト、地押費京都田中治兵衛催促状ヲ認メ差送ルコト

十三日 日曜 午前八時ヨリ小の利・民秋徳・小嶋政・永井九、四名出勤シ、長岡天満宮ノ有志ニ村内依頼ニ參ルコト

同日午後九時ヨリニ東ノ口土山捨吉抱家衆ニテ行倒レ人有之ヲ申来リ、其場所へ行候処、本人ハ大坂府下東成郡天王寺村第五百番戸池山徳兵衛ト申居、早速向日町分署へ申參リ巡查東山氏御出張ニテ該人ヲ小畑川へ送ルコト

十四日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、小野捨吉ノ妹くま・藤田重郎兵衛長女うた・中小路熊二郎ニ女ます・植田安右衛門長女たき、右四名之者裁縫場入学ノ願ヲ認メ渡スコト

同日藤田徳次郎祖母コマナル者、被監視中ニ開田村第四拾五番戸関浅吉ノ抱家ヲ借受転居スルコト向日町分署へ願ヲ認メルコト、同日森山竹松ノ相続届ケヲ認メ出スコト

十五日 午前八時頃ヨリ惣代兩名・民秋徳兵衛出勤ス、長岡有志尋ニ參ルコト

十六日 午前八時ヨリ惣代兩名出勤ス、地方税ヲ徴集ニ戸長役場ヨリ小野兩名出張ニ相成、永井戸長役場ヨリ出頭ス、米作造リ播キ之コトヲ口達ニ相成候也

同日午後七時ヨリ組長よせて米作改良之心見寺戸村ニテ作付スルコト、有志者村内ニ於テ有無ヲ取調ルコトニ口達スルコト、向神社ノ修繕費ヲ、い・ろ・は・へト四組丈ケ五錢四厘トリ子式厘トヲ本月中ニ取纏ルコトヲ組長ニ依頼スルコト、ほ組ヨリ札代金ヲ受取コト

十七日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤候テ、今里村領敷地地方税ヲ長法寺役場へ出金ス、向神社修繕費不足之分物集村へ出金ス、村誌地勢概記ヲ向日町役場へ差出スコト

十八日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、公奉人出入ヲ取調へ

届ケ書ヲ認メルコト、午後七時ヨリ地押係リ六人集会スルコト、示談京行ニ相成候也、同日午後八時頃ニ地租第五期切符役場より送附ニ相成候也

十九日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、地租切符ヲ「^(挿入)二十三日よせ」組々へ送附スルコト、同日向日町外五ヶ村会議員撰拳之事ヲ村会議員へ口達スルコト

二十日 日曜 午前八時頃ヨリ聖護院村へ地押ノ異動地ノコトニ付、小野利・小嶋久・清水市・秋田・永井・小嶋政七人出頭スルコト

二十一日 午後五時頃ニ帰村ス、六時頃ニ永井五兵衛より上り高取調ノ控ヲ見セテ暮様申来ルニ付、明治十九年一月ヨリ六月^(七カ)中ト同一月ヨリ十二月中ト写取渡スコト

二十二日 午前七時頃ヨリ、永井太左衛門三女ふじ小学退校シテ裁縫場へ入ルコトヲ申出、依テ願書式通認メテ渡スコト、布達反別地価地租ヲ取調ヘルコト、向日町外五ヶ村会議員撰拳ス

二十三日 午前七時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、永井戸長役場へ浴

革調へニ付古帳ヲ以テ行候処、追々御尋ニ相成、中飯ハ内ニテスルコト、夕飯ハ鳥好弁当ニテ、後日ノ午前式時頃ニ帰宅ス、小嶋氏ハ事務所ニテ茶畑反別取調ルコト、戸長役場ヨリ租税第五期徴収ニ出張相成候也、村費精算録ヲ出スコト

二十四日 午前七時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、永井ハ戸長役場へ出勤ス、翌日沿革調へニ付永井行、古書類ヲ携帶シテ追々御尋ニ付色々御咄シスルコト、中飯鳥好弁当ニテ、午後七時頃ニ帰宅ス、小嶋氏ハ当事務所ニテ翌日ノ茶畑取調ニ係リ居ルコト、中小路久右衛門葬式ニ付官埋スルコト

二十五日 午前八時頃ヨリ兩人出勤ス、午前八村会議員ヨリ六ヶ村会議員欠員ニ付撰候処、村町会ノ議ノ内ニテ撰拳スルコトノ間違ニテ投票直スコト、前日差出ス村費十八年度精算録ト十九年度ノ予算額ヲ調へ出ス控写シ取ルコト、林田亀次郎方ノ裂地開墾ノ願書ヲ書直スコト、午後ヨリ小嶋君ハ古帳村方入費勘定帳携帶ニテ役場出頭スルコト、永井ハ台帳表ヲ直スコト、茶畑反別取調へ生嶋五右衛門へ差出スコト

二十六日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、法花寺什物調ヲ算スルコト、台帳ノ枕ヲ反別地価地租ヲ差引ヲスルコト

同日午後長岡天満宮寄進金世話方持参スルコト、同日僧尼ノ在籍調へ達書、永井九郎左衛門申渡し度儀有之、達シ廻送ニ相成候也

二十七日 日曜 ^(前脱) 午七時頃ヨリ惣代兩名出勤候テ、水神祭ヲ行ひ、組長・惣代共ニ退席、午後七時頃ニ退席ス、藤田亀二郎祖父磯吉ノ長男出産届ケ認め渡スコト

二十八日 午前八時頃ヨリ惣代兩名出勤ス、小の利君ヨリ神風講社長ヨリ達シニ相成コト、右小のより口達ニテ向日町津ノ平宅へ永井出頭スル様申被居候也、橋本藤吉弟梅吉ヲ退校ノ願ヲ書、和田伊兵衛田地買求メノ諸願皆認め渡スコト、午後永井戸長役場へ出勤スルコト

二十九日 午前第八時頃ヨリ惣代兩名出勤候処、召喚状廻送ニ相成、直ニ談家^(談)へ廻送ス、台帳ノ反別地価地租取調ルコト

三十日 午前八時頃ヨリ兩名出勤ス、井月善右衛門車修繕再願之願書ス、長岡林吉参り退籍之コトヲ申出候へ共、森山惣兵衛ニ借り金ノ有コトヲ申置キ、右宗兵衛方へ断コトニ申置、同日森山宗兵衛より勝兵衛へ貸金有之候処、金高不明ニ付八拾銭余

ノ処、金どうし一箇・松丸太三本ニテ済方ニ相成、依テ当林吉ノ籍ヲ切、廃戸スルノ願書ニ藤田藤兵衛・鴨川村第四十六番戶山口庄兵衛ト兩人、右願書へ押印ス

同日午後早々鉄道不用地低価年季中場所、畔ヲ造ルニ間数不分明ニ付、惣代兩人ト和田伊兵衛・民秋岩二郎ト兩人御苦勞ニ相成、荒地ノ畔杭ヲ入ルコト

同日午後七時頃ヨリ小林惣助へ貸金ヲ返済スルコトヲ旧養水講金係リ・五厘積立金之係リ集會候処、惣助ノ田ヲ村金ニテ買取コトニ決シ候付、字切ノ口田ヲ百三十円ニ買取ルコトニ極り候也、余金ハ森山宗五郎へ貸付ルコトニ決議スルコト

三十一日 午前八時頃ヨリ兩人出勤ス、台帳頭書反別地価地租ヲ取調、台帳へ写スコト、同日午後永井治左衛門より売買地所登記ノ願書ヲ調ルコト